

令和元年第10回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年10月10日（木） 19時00分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦
次長 藤井 浩一
書記 田中 雅之
書記 中山 敬二

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第53号 事業計画変更承認申請について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第22号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

第3 その他

議長(会長) それではただ今より令和元年第10回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題4件、報告1件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(譲渡人) 上井手の個人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 本井手の田、面積637㎡、現況田

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、荒れた状態の農地です。空き地の奥にあり、一段低くなっております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 手前に空き地があり、農地は一段低くなっております。埋め立てて高くし、手前の土地と同じ高さにしたいということです。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第52号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

(事務局説明)

4件です。

受付番号1

(譲渡人) 東京都豊島区の個人

(譲受人) 長洲町の不動産業の法人

(土地の所在地) 高浜の田 面積 267 m²、現況田

(転用目的) 建売住宅、第1種農地、集落接続

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道を利用、生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透させる計画です。近隣の農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 大牟田市の個人

(譲受人) 一部の個人

(土地の所在地) 川登の畑 面積 242 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は住宅街にある耕作されていない保全状態の農地です。前回申請が出ていたところの奥にある農地です。周りは住宅が建っています。事業計画書をご覧ください。給水については上水道を利用、生活雑排水については公共下水道を利用し、雨水は雨水浸透枳で処理する計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 増永の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑 面積 34 m²、現況畑

(転用目的) 通路、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状態の農地です。道が狭いために拡張されます。事業計画書をご覧ください。給水はなく、雨水は自然浸透させる計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 福岡市の個人

(譲受人) 東屋形一丁目の不動産業の法人

(土地の所在地) 荒尾の田 面積 514 m²、現況田 外1筆 合計 534 m²

(転用目的) 宅地分譲、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない荒れた状態の農地です。事業計画書をご覧ください。住宅用地として転用ですが、2区画に分かれておりまして、1号地 231.5 m²、2号地 302.5 m²となります。給水については上水道を利用、生活雑排水については公共下水道を利用し、雨水は自然浸透させる計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です

議長 ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず受付番号1について担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、この農地は4つに分割されているところの1つです。2つはすでに住宅が建っています。周りは民家が多く、隣は田で以前は作物を作ってありましたが、今年は作ってありません。水路も途中で切れて使ってありません。周辺の農地への影響は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありま

せんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、前回申請のあった場所の奥になります。元々宅地造成としてブロックで区画割されている場所で、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について、担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、道路が狭く行き止まりのような場所です。今まで生活するうえで非常に不便だったということです。一部土地を買い取って道路を拡張するというです。周りも住宅となっており、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について、担当委員は説明をお願いします。

委員 4番ですが、行政書士と立ち会いました、盛土するのか尋ねたところ、盛土するということでしたので、側溝が土砂で埋まらないように溜め枡をして側溝に土砂が流れないようにすることを約束していただきました。そうでないと、側溝が埋まってからでは、土砂が海に流れ出てしまうこととなります。その旨伝えております。以上です。

議長 確約が取れているということですね。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 側溝は普段水が流れているのですか。

委員 流れていません。

委員 2筆ありますが、間に水路があるのですか。

議長 間に水路があります。

委員 奥の土地も買って宅地にされるのでしょうか。

事務局次長 その農地の周りが雑種地になっておりまして、さらに奥には駐車場があります。そこだけが農地となっており、今回併せて転用申請があつてい
ます。資材等を置く場所として使用するというので、水路の上に鉄板を置いて
行き来できるようにすると伺っております。

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。議案第52号を終了した
いと思います。では、つづきまして**議案第53号 事業計画変更承認申請**につ
いて、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第53号 事業計画変更承認申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(当初計画者) 大牟田市の個人

(土地の所在地) 宮内の畑、面積197㎡、現況畑 外1筆 合計510㎡

(転用目的) 貸住宅から太陽光発電施設に変更、第3種農地

当初、貸家の建築を予定しておりましたが、熊本震災以降建設会社の人手不足で建設できず、貸家としての有用性も低下しているため、この度太陽光発電施設に変更するものです。現地の状況ですが、申請地は2筆つながっております。隣にも別の太陽光発電施設があります。現地は草が生い茂っている状態です。事業計画書をご覧ください。給水は無く、排水については雨水のみで自然浸透させます。近隣の農地への営農には影響ありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

事業計画変更承認申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 工事担当の業者の社員に同行していただきました。春頃は草を刈って、住宅地としてきれいにされていたということですが、今は草が生い茂っております。住宅地から太陽光発電に変更ということですが、問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

— (「はい」 の声あり) —

では続きまして**議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) **議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年10月15日の公告予定です。今回が10回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表です。左側が今回の設定面積です。所有権移転の田 2,501 m²、です。今回の利用集積計画合計が 2,501 m²となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で 187,305 m²となります。

所有権移転です。

1 件目

2 筆あります。

(譲受人) 金山の個人

(譲渡人) 宮崎県東諸県郡の個人

(所有権移転する土地) 金山の田、合計面積 2,501 m²

利用目的は水稲で、贈与による所有権移転となっております。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 では**議案第 5 4 号**を終了したいと思います。続きまして**報告事項**に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

(事務局説明)

報告第 22 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について (1 件)

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは、これもちまして令和元年第10回総会を終わります。